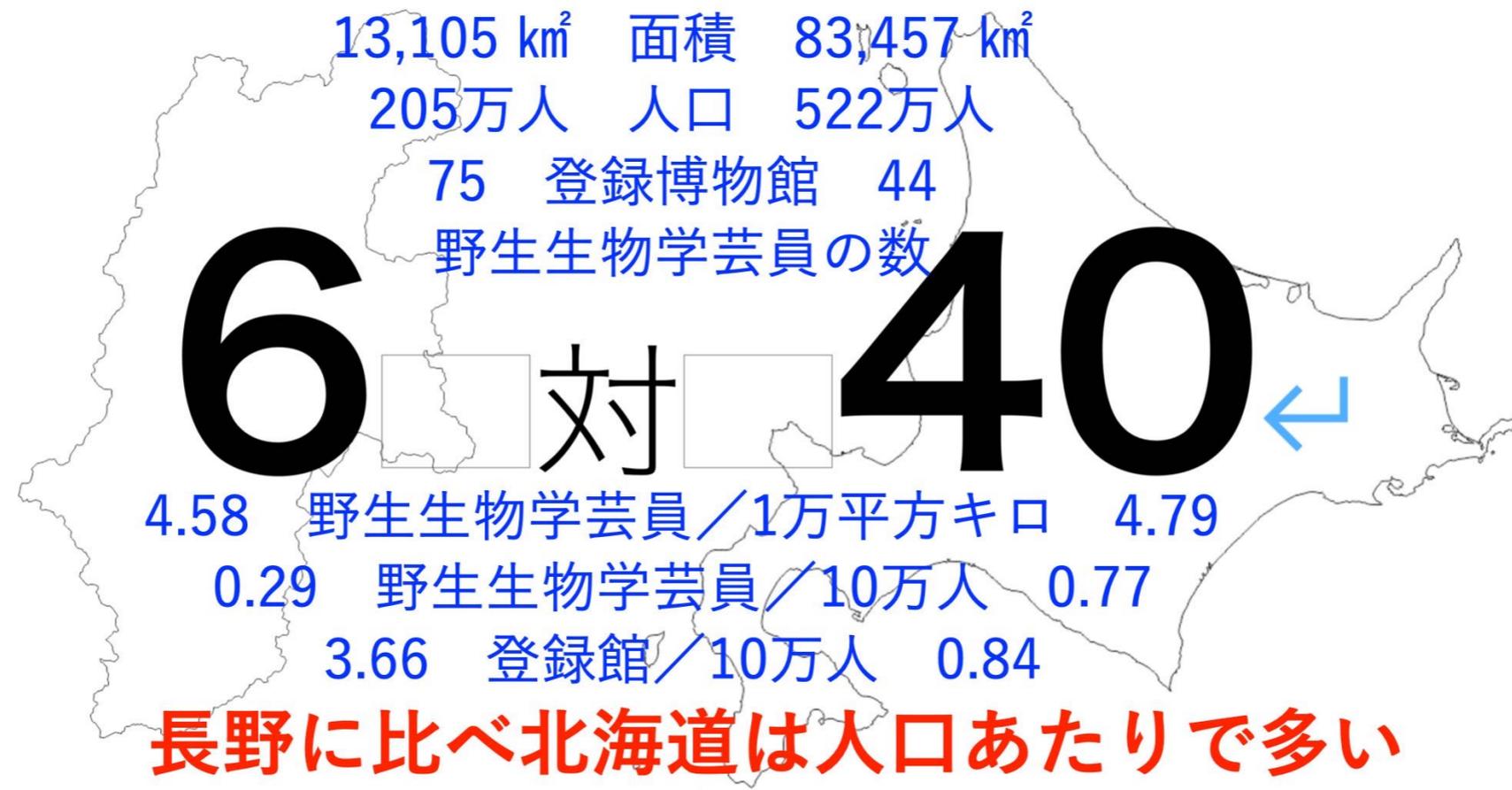


博物館を生物多様性保全の 拠点とするために

長野に比べ北海道は面積あたりは同程度
長野県と北海道の比較



宇仁義和 東京農業大学オホーツクキャンパス

本日の内容

1. 昨年の発表と訂正
2. 長野県の環境行政と事業展開
3. 北海道の生物多様性保全行政の批評
4. 学芸員の調査研究の展開策

野生生物学芸員の将来設計

去年の結論

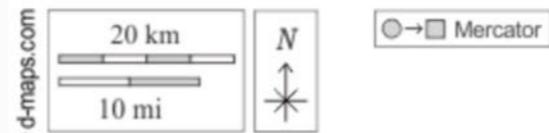
- 1) 野生生物学芸員は想定外
社会教育法と文化芸術基本法が上位法
文化庁の予算や施策でも自然史はスルー
- 2) 環境省事業の実働人員として公的に認める
博物館への委託 お金を付ける
学芸員への委嘱 お金を付ける
- 3) 身分は県職員が現実的
市町村はサービスエリアが狭すぎる
北海道は島全体が1自治体でモデルケースにふさわしい

野生生物学芸員の身分や所属について
上記その他の実現を考えよう

長野県の野生生物学芸員は6館9人

去年の訂正

「全国博物館園職員録 令和3年」
(日本博物館協会 2021) + 実際



植物
自然 [昆虫]
自然 [植物]
自然 [鳥類哺乳類]
自然 [哺乳類鳥類]
自然科学 [昆虫]

安曇野市豊科郷土博物館
飯田市美術博物館
市立大町山岳博物館
市立大町山岳博物館
市立大町山岳博物館
松本市山と自然博物館

松田貴子
四方圭一郎
千葉悟志
栗林勇太
藤田達也
内川潤季

実際には他に少なくとも下の学芸員が活動
植物 白馬五竜高山植物園
植物 白馬五竜高山植物園
長野市立博物館分館・戸隠地質化石博物館



植物博士・牧野富太郎が発見のヒメアジサイ、長野市戸隠で90ヵ所確認 | 信濃毎日新聞デジタル | 信州・長野県のニュースサイト

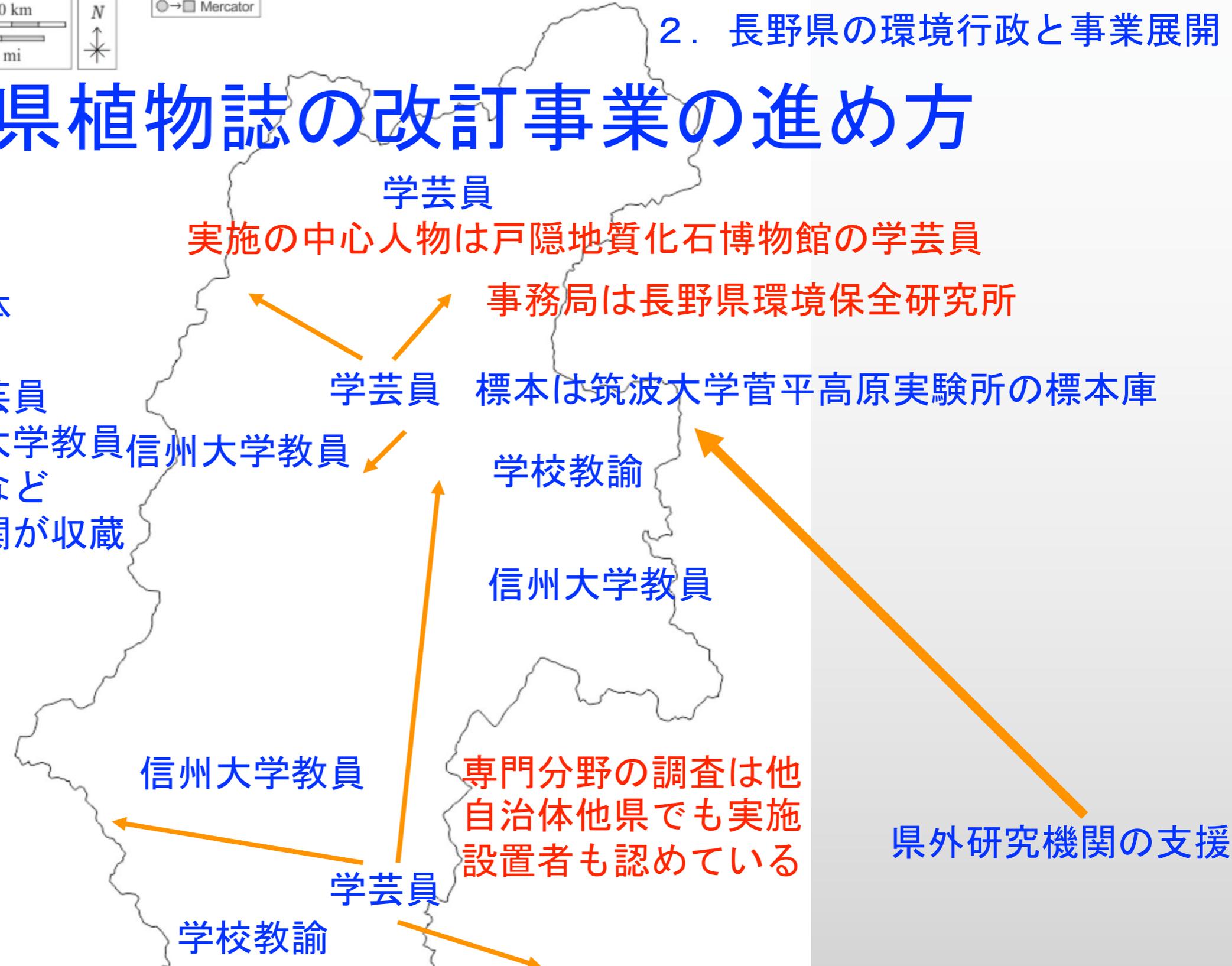
(職員録非掲載)
風間勇児
長嶋麻美
中村千賀

実は鍵人物だった→

長野県植物誌の改訂事業の進め方

特徴

- 推進主体は任意団体
- 事務局は県立機関
- 司令塔は市立館学芸員
- 調査員は学芸員・大学教員
学校教諭・市民など
- 標本は県外研究機関が収蔵



学芸員
実施の中心人物は戸隠地質化石博物館の学芸員

事務局は長野県環境保全研究所

標本は筑波大学菅平高原実験所の標本庫

信州大学教員

学校教諭

信州大学教員

信州大学教員

専門分野の調査は他自治体他県でも実施
設置者も認めている

県外研究機関の支援

学芸員

学校教諭

多様な主体が関わり1つの事業を推進し、
行政職員の柔軟な業務が確保されている

長野県環境基本計画 (概要)



第五次長野県環境基本計画 概要

基本的考え方

- 1 計画の位置付け
 - 「長野県環境基本条例」の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定します。なお、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の規定に基づく環境教育等の推進に関する本県の行動計画も含まれます。
 - 「生物多様性・自然環境の保全と利用」の生物多様性関係を「第二次生物多様性ながの県戦略」に位置付けるとともに、「水環境の保全」を「第七次長野県水環境保全総合計画」に位置付けます。



- 2 SDGsによる施策の推進
 - SDGsは、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決する「マルチベネフィット」を目指しています。施策の推進に当たっては、あらゆる主体のパートナーシップにより、本県の美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくとともに、経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指します。

- 3 計画期間
 - 2023年度～2027年度(令和5～9年度)までの5年間 ※「主な施策」中の☆印は「マルチベネフィット」を目指す施策を示します。

基本目標

共に育み 未来につなぐ 豊かな自然と確かな暮らし

※共に育み:パートナーシップ 未来につなぐ:持続可能 豊かな自然:本県が誇る自然環境 確かな暮らし:経済・社会・環境の統合的向上

【参考】第四次長野県環境基本計画の基本目標…「共に育み 未来につなぐ 信州の豊かな自然・確かな暮らし」

2 脱炭素社会の構築

- 【環境をめぐる状況・課題】
- 地球温暖化による地球規模での気候非常事態と、「脱炭素社会」に向けた動きの加速
 - 事業活動に加えて、交通や家庭におけるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減
 - 環境負荷の少ない住宅や事業所等の屋根太陽光発電及び小水力発電を主とした再エネの普及拡大
- 【主な施策】
- 「未設置区間ゼロ・電池切れゼロ」の充電インフラ等の整備促進
 - ☆ 自動車利用の制限、公共交通の利便性向上、自転車の利用環境整備等の地域の取組への支援
 - ☆ 「信州健康ゼロエネ住宅」の普及促進、既存住宅の省エネ改修促進
 - 住宅や事業所等の屋根太陽光発電及び小水力発電の普及促進
 - エネルギー自立地域づくりの推進
 - ☆ 県内製造業におけるゼロカーボン関連技術開発への支援

1 持続可能な社会構築

- 【環境をめぐる状況・課題】
- 人口減少による経済・社会・環境の担い手の減少、地域活力の低下
 - 「環境のためになること(環境に配慮した暮らし)」を実行している人の割合を高める必要性
- 【将来像】
- 本県の豊かな自然の価値を改めて認識し、誰もが当たり前前に環境に配慮した行動を実践
 - 県民、事業者などあらゆる主体のパートナーシップにより環境保全活動が活発化
 - 本県の豊かな自然や、自然を活かしたライフスタイルなどが魅力となり、移住者やつながり人口、交流人口が増加

- 【主な施策】
- ☆ 信州やまほいく認定制度」の運用による幼児期の子どもの豊かな育ちの推進
 - 県内の環境教育情報の一元化・発信等を行う「信州環境カレッジ」において、誰もがいつでも学べる環境整備の更なる強化
 - 県内の環境保全団体や経済団体等との連携による環境保全活動の推進
 - くらしふと信州による産・学・官その他あらゆる主体の対等な共創の実現
 - ☆ 豊かな自然・ライフスタイルなど信州の魅力発信による移住・交流の促進

達成目標	現状	目標	備考
環境のためになること(環境に配慮した暮らし)を実行している人の割合	62.0% (2021年度)	80.0% (2027年度)	現状の数値から5年3%程度の増加を目標に設定
都市農村交流人口	198,849人 (2021年度)	690,000人 (2027年度)	長野県総合5か年計画の目標に基づき設定

環境保全研究所の事務局 請負根拠はこのあたり？

3 生物多様性・自然環境の保全と利用

- 【環境をめぐる状況・課題】
- 開発、里山の利用・管理衰退、気候変動などによる野生動植物の生息環境の悪化
 - 過疎化・高齢化等による里地里山での活動縮小に伴う県土の保全機能低下や景観の悪化
 - 自然公園の指定区域に加え、区域外の生物多様性の豊かな地域における保全と持続可能な利用の両立
- 【将来像】
- 自然環境エリアが拡大することにより、生態系ネットワークが形成され、本県ならではの生物多様性が保全
 - 農地・森林等の適切な管理、野生鳥獣による被害防止、生物多様性に配慮した農林業により美しい景観が保全
 - 生態系や自然の恵みを活かして気候変動対策などの多様な社会課題の解決につなげる取組により、人と自然が共生する持続可能な社会が実現
 - あらゆる主体が自然環境に配慮した行動を継続することにより、美しい景観が保全され、県内外から多くの方が来訪

- 【主な施策】
- 「長野県版レッドリスト」の改訂
 - 「生物多様性保全パートナーシップ協定」を締結し、多様な主体との連携による生物多様性保全の推進
 - 30by30の目標に向け、保全地域の掘り起こしや、御嶽山の国定化による公園管理の質の向上
 - 持続可能な農林業の推進
 - 行政・山小屋関係者等の協働による登山道等の整備
 - ☆ 森林セラピー®・森林環境教育など森林の利活用に関する活動を支援

達成目標	現状	目標	備考
生物多様性保全パートナーシップ協定数	17件 (2021年度)	34件 (2027年度)	現状の協定数の倍増を目標に設定
自然公園利用者数	2,304万人 (2021年)	3,820万人 (2027年)	現状の前5年間の年間利用者数の最大値を上回ることを目標に設定
地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積(認定面積)	49,343ha (2021年度)	50,200ha (2027年度)	整備済みの農用地面積の概ね8割での取組を目標に設定

5 大気環境等の保全

- 【環境をめぐる状況・課題】
- 光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)の国内外からの移流による広域的な大気汚染が懸念
 - アスベストを使用した建築物の老朽化に伴う解体作業の増加により周辺環境への飛散が懸念
 - 新幹線による騒音が一部で環境基準を超過
- 【将来像】
- 良好な大気環境が保全されるとともに、生活を脅かす有害化学物質などのリスクが削減され、安心安全な生活環境が維持

- 【主な施策】
- 常時監視や発生源対策による大気環境の保全
 - 広域連携による光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM2.5)発生源寄与の解明
 - 条例等に基づく光化学オキシダントの削減
 - ☆ 星空観察など美しい星空を活かした地域の取組支援、県内各地の星空観光の魅力発信

達成目標	現状	目標	備考
大気環境基準達成率(光化学オキシダントを除く)	100% (2021年度)	100% (2027年度)	過去の達成率を基に設定
有害大気汚染物質・ダイオキシン類環境基準値等達成率	100% (2021年度)	100% (2027年度)	"

4 水環境の保全

- 【環境をめぐる状況・課題】
- 河川・湖沼などの水質は長期的には改善しているが、湖沼の環境基準達成率は依然として低位
 - 諏訪湖ではヒシの大量繁殖や湖底の貧酸素拡大、漁獲量の減少など、生態系の保全・回復といった新たな課題が発生
 - 水田面積の減少や市街化の進展により地下水の浸透量が減少
 - 人口減少、過疎化・高齢化に伴う森林・農地の荒廃により地下水の涵養機能の低下が危惧
- 【将来像】
- 水源の涵養による健全な水循環と、生活や経済活動において適正に水資源が利活用
 - 河川・湖沼等の水環境が良好に保たれ、安心安全な水が確保
 - 清らかで美しい水辺環境が保たれ、人々が水に親しむとともに豊かな生態系が保全

	現状	目標	備考
排出量 (2019年度)	9,633千トン-CO ₂	8,000千トン-CO ₂ (2027年度)	長野県ゼロカーボン戦略の目標に基づき設定
最終エネルギー消費量 (2019年度)	16.5万TJ	13.5万TJ (2027年度)	"
再生可能エネルギー生産量 (2021年度)	3.0万TJ	3.7万TJ (2027年度)	"
再生可能エネルギー給率 (2019年度)	17.2%	27.4% (2027年度)	"
県の森林整備の森整備 (2017～2018年度の平均値)	8,700ha	9,650ha (2027年度)	長野県森林づくり指針の目標に基づき設定

6 循環型社会の形成

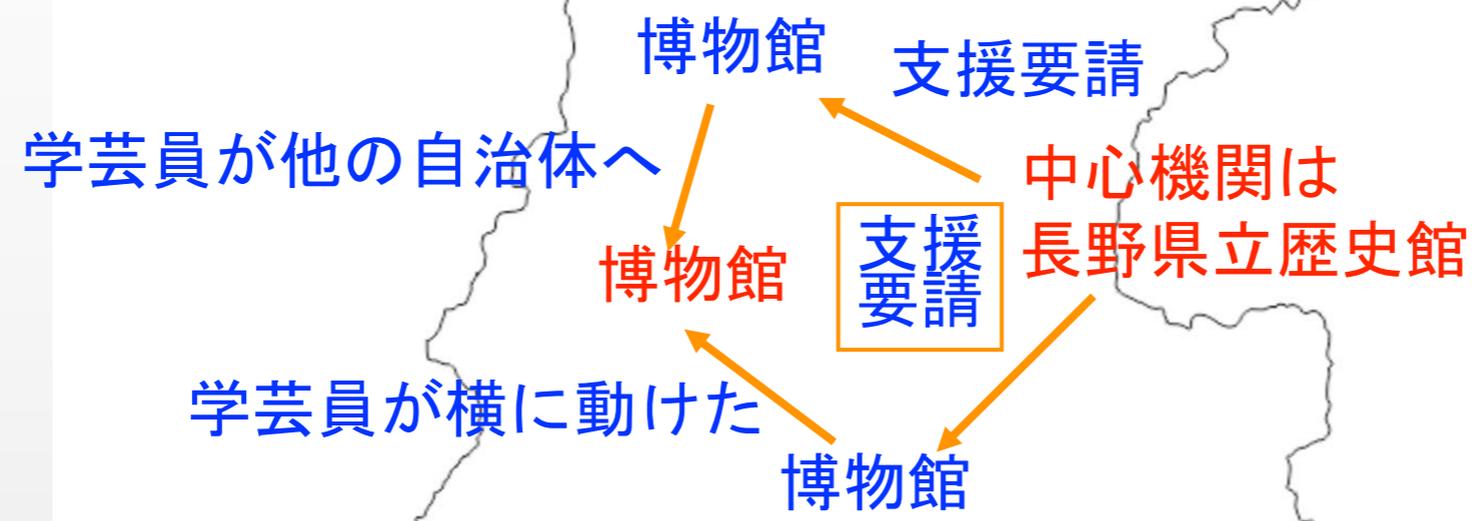
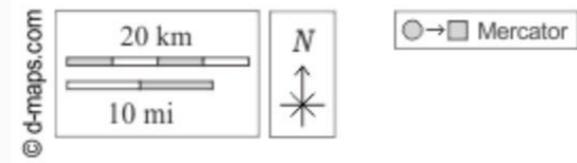
- 【環境をめぐる状況・課題】
- 一般廃棄物総排出量は減少傾向にあり、1人1日当たりのごみ排出量は全国の都道府県の中でもトップレベル
 - 産業廃棄物総排出量は建設・製造業を中心に増加傾向
 - 廃棄物の保管基準違反など、不適正処理が跡を絶たない状況
- 【将来像】
- 県民一人ひとりにSDGsのゴール12「つくる責任つかう責任」の意識が浸透し、大量生産・大量消費型の行動の見直しがされ、生産・流通・使用・再資源化・廃棄のライフサイクル全体での資源循環の高度化が進み、環境負荷の少ない循環型社会が形成

達成目標	現状	目標	備考
河川環境基準達成率	100% (2021年度)	100% (2027年度)	過去の達成率を基に設定
湖沼環境基準達成率	40.0% (2021年度)	60.0% (2027年度)	"
汚水処理人口普及率	98.2% (2021年度)	98.6% (2027年度)	長野県生活排水処理構想(2022改定版)の目標

- 【主な施策】
- 一般廃棄物削減に向けた「信州プラスチックスマート運動」や「食べ残しを減らそう県民運動」などの啓発活動
 - ☆ フードバンク等を通じた食品ロス削減と生活困窮者等への支援
 - ☆ 環境配慮型製品の開発に取り組む事業者等への支援
 - 廃棄物の不適正処理に対する重点的な監視指導の実施

達成目標	現状	目標	備考
一般廃棄物総排出量 (注)括弧内は1人1日当たりのごみ排出量	611千トン (807グラム) (2020年度)	583千トン (790グラム) (2025年度)	長野県廃棄物処理計画(第5期)の目標に基づき設定
産業廃棄物総排出量	4,482千トン (2018年度)	4,482千トン (2025年度)	"
資源物の回収率	21.4%	20.0%	"

長野県2019年豪雨での文化財救出



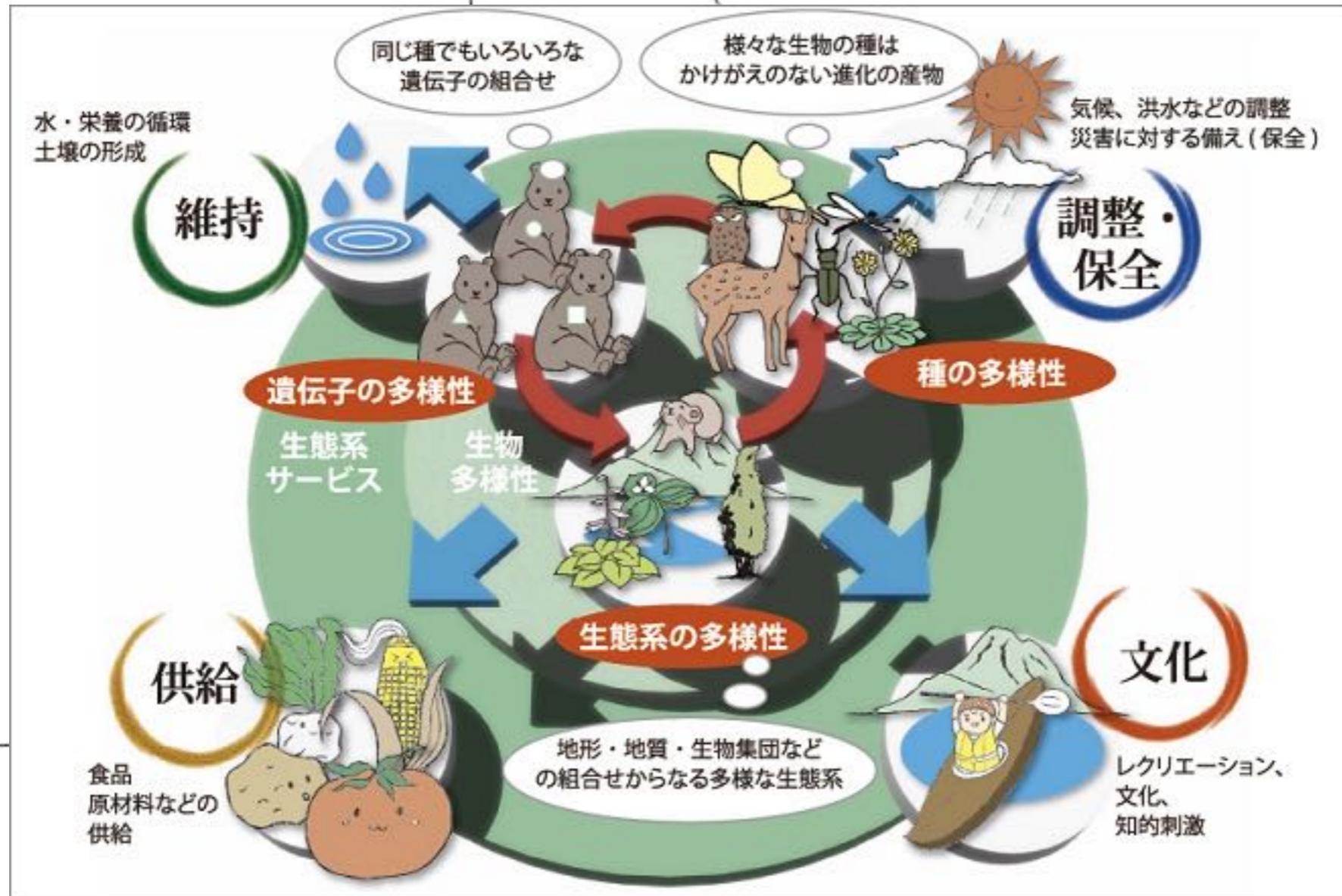
県から市町村へ文化財行政ルートで協力要請



市町村相互の協力が可能に



では、北海道の生物多様性保全行政へ



図：北海道生物多様性保全計画の概要 北海道の生物多様性
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/6/1/6/1/0/5/0/_/panf_keikaku.pdf

図：北海道生物多様性保全計画（第2次計画）本編
[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/1/1/0/0/2/4/1/0/_/生物多様性保全計画\(第2次計画\)_本編.pdf](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/1/1/0/0/2/4/1/0/_/生物多様性保全計画(第2次計画)_本編.pdf)

環境関連の条例・規則一覧

北海道 生物多様性保全 関連条例

区分	条例等名	概略
良好な環境の保全等に関する基本理念	北海道環境基本条例	良好な環境を保全し、快適な環境を維持し、創造することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型の社会をつくり上げる
自然環境保全	(自然環境保全全般)	
	北海道自然環境等保全条例	北海道自然環境保全地域、環境緑地保護地区、及び記念保護植樹等の指定・保全、特定開発行為の規制
	北海道自然環境等保全条例施行規則	
	(自然公園)	
	北海道立自然公園条例	道立自然公園の指定、保護、利用等について定める
	北海道立自然公園条例施行規則	
	(世界自然遺産)	
	北海道知床世界遺産条例	知床世界自然遺産の保全及び適正な利用の推進について定める
	(生物多様性の保全)	
	北海道生物多様性の保全等に関する条例	指定餌付け行為の規制、指定外来種の指定、指定・特定希少野生動植物の指定、生息地等保護区の指定・管理等について定める
	北海道生物多様性の保全等に関する条例施行規則	
	(動物の愛護)	
	北海道動物の愛護及び管理に関する条例	動物の適正な飼養、特定動物の飼養、特定移入動物の飼養等について定める
	北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則	
(野生生物の保護管理)		
北海道エゾシカ対策条例	エゾシカ対策の基本施策、特定鉛弾の所持禁止等について定める	
北海道エゾシカ対策条例施行規則		

北海道環境基本条例

- (道の責務) 第4条 計画の策定と実施、市町村施策の総合調整助言支援
- (事業者の責務) 第6条 事業・廃棄での必要な措置、情報提供と施策協力
- (道民の責務) 第7条 生活の環境負荷提言、積極的態度和施策協力
- 第10条：環境基本計画、第12条：環境影響評価、第13条：公害行為規制
- 第14条：活動助成、第15条：設備整備、第16条：廃棄物減量
- (野生生物の保護管理) 第17条 生息地の保存その他の必要な措置
- (森林及び緑地の保全) 第18条 保全その他の必要な措置
- (水環境の保全) 第19条 河川湖沼湿原海域の保全循環安全な水の確保
- (触れ合いづくり) 第20条 景観形成、文化遺産の保存活用
- (環境学習) 第21条 総合的体系的推進
- (民間団体の活動促進) 第22条 必要な支援
- (情報提供) 第23条 環境学習や民間団体の活動促進が目的
- (調査の実施) 第24条 状況把握・保全・創造の施策策定に必要な調査
- (試験研究体制) 第25条、(事業者の環境管理促進) 第26条
- (道民意見の反映) 第27条、(国地方公共団体との協力) 第28条
- (財政上の措置) 第29条、(行動促進) 第30条、(国際協力) 第31条

第7類 環境生活 > 第4章 自然環境保全 > 第1節 自然環境保全		
No.	例規名 (発令)	最終改正公布日
<input type="checkbox"/>	59 北海道自然環境等保全条例 (昭和48年12月11日条例第64号)	令和2年3月31日
<input type="checkbox"/>	60 北海道自然環境等保全条例施行規則 (昭和49年3月15日規則第1	
<input type="checkbox"/>	61 道自然環境保全地域等の指定 (昭和51年5月21日告示第1821号)	
<input type="checkbox"/>	62 道自然環境保全地域等の指定 (昭和51年5月21日告示第1822号)	
<input type="checkbox"/>	63 道自然環境保全地域等の指定 (昭和51年5月21日告示第1823号)	
<input type="checkbox"/>	64 道自然環境保全地域等の指定 (昭和51年5月21日告示第1824号)	
<input type="checkbox"/>	65 道自然環境保全地域等の指定 (昭和51年5月21日告示第1825号)	
<input type="checkbox"/>	66 道自然環境保全地域等の指定 (昭和51年5月21日告示第1826号)	
<input type="checkbox"/>	67 道自然環境保全地域等の指定 (昭和51年5月21日告示第1827号)	
<input type="checkbox"/>	68 環境緑地保護地区等の指定 (昭和50年6月21日告示第2141号)	
<input type="checkbox"/>	69 環境緑地保護地区等の指定 (昭和50年8月4日告示第2644号)	
<input type="checkbox"/>	70 環境緑地保護地区等の指定 (昭和62年10月5日告示第1661号)	
<input type="checkbox"/>	71 環境緑地保護地区等の指定 (昭和63年10月27日告示第1716号)	平成13年3月21日
<input type="checkbox"/>	72 北海道自然環境等保全条例に基づく記念保護樹木の指定 (昭和50年6月21日告示第2140号)	平成13年3月21日
<input type="checkbox"/>	73 北海道自然環境等保全条例に基づく記念保護樹木の指定 (昭和62年9月3日告示第1471号)	平成13年3月21日
<input type="checkbox"/>	74 北海道自然環境等保全条例に基づく記念保護樹木の指定 (平成15年9月30日告示第1720号)	
<input type="checkbox"/>	75 北海道自然環境等保全条例に基づく記念保護樹木の指定の解除 (昭和53年12月18日告示第3729号)	平成13年3月21日
<input type="checkbox"/>	76 北海道自然環境等保全条例に基づく記念保護樹木の指定の解除 (昭和55年7月5日告示第1739号)	平成13年3月21日
<input type="checkbox"/>	77 北海道自然環境等保全条例に基づく記念保護樹木の指定の解除 (昭和62年9月3日告示第1472号)	平成13年3月21日
<input type="checkbox"/>	78 北海道自然環境等保全条例に基づく記念保護樹木の指定の解除 (平成20年8月29日告示第566号)	
<input type="checkbox"/>	79 北海道自然環境等保全条例に基づく記念保護樹木の指定の解除 (平成23年4月22日告示第298号)	
<input type="checkbox"/>	80 北海道自然環境等保全条例に基づく記念保護樹木の指定の解除 (平成29年7月28日告示第460号)	
<input type="checkbox"/>	81 北海道自然環境等保全条例に基づく記念保護樹木の指定の解除 (平成29年7月28日告示第461号)	
<input type="checkbox"/>	82 北海道自然環境等保全条例に基づく記念保護樹木の指定の解除 (令和5年4月14日告示第206号)	
<input type="checkbox"/>	83 北海道自然保護条例に基づく保護地区等の指定 (昭和47年3月1日告示第544号)	平成13年3月21日
<input type="checkbox"/>	84 北海道自然保護条例に基づく保護地区等の指定 (昭和47年3月1日告示第545号)	平成13年3月21日

北海道の
自然環境
保全行政は
つまりは
指定物件の指定

北海道環境基本計画2021-30の概要

第1章 総論

1 基本的事項

【計画の位置付け・性格】

- ◆環境基本条例第10条に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的目標や施策の基本的方向などを示すもの
- ◆北海道総合計画の、環境に関する特定分野別計画としての位置づけ

【計画期間】

令和3年度から概ね10年

【各主体の役割等】

計画の推進にあたり、道民や事業者等、それぞれの主体に期待される役割を記載

2 北海道を取り巻く社会経済等の状況

【社会経済の状況】

- ◆人口減少の進行、震災からの旧・復興、新型コロナウイルスによる影響、大雨等による災害の発生、情報化社会の進展

【環境の状況】

- ◆大気環境や河川の水環境は概ね良好
- ◆二酸化炭素の排出量は減少傾向にあるが、道民一人当たりの排出量は全国を上回っている
- ◆知床世界自然遺産などすぐれた自然が保全されている

【道民の意識】

- ◆日常生活での環境配慮行動実践者の割合は約60%

3 課題認識

- ◆耕作放棄地や手入れが行き届かない森林の増加による野生動物とのあつれきの発生
- ◆地球温暖化による豪雨災害、生態系等への影響
- ◆生物多様性の損失の継続、エゾシカやヒグマ、侵略的外来種による農林水産業被害
- ◆プラスチックごみによる海洋汚染など

【2050年頃を展望した将来像】 循環と共生を基調とし環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道～未来に引き継ごう恵み豊かな環境～

【将来像の視点】 ★自然と共生する ★健康で安全な暮らし ★環境に配慮した地域づくり

第2章 施策の展開(施策の基本的事項)

1 環境・経済・社会の統合的向上の考え

- ◆SDGsの考え方も踏まえた環境・経済・社会の統合的向上
- ◆「地域循環共生圏」の創造(※)

3 分野別の施策の展開

- ◆各分野と関連するSDGsのゴールを整理

分野	めざす姿	現状と課題	指標群	目標	各主体の取組方向	施策の方向
(1) 地域から取り組む	◆温室効果ガス排出量を再生可能エネルギーの普及や吸収源対策で実質ゼロ化	◆二酸化炭素排出量は近年減少傾向も基準年(平成2年度)より増加。【道 7,017万t-CO2】 ▲豊富なエネルギー資源の有効活用	◆温室効果ガス排出量(万t-CO2) ◆新エネルギー導入量発電分(百万kWh)	4,794 14,998	【道民】:冷暖房温度の見直しや省エネ機器の利用など日常生活における環境への負荷の少ない行動の実践 【事業者】:導入や製品や商 【行政】:行政	◆地球温暖化対策の推進(温室効果ガス排出削減、自立・分散型エネルギー導入、森林等によるCO2吸収源対策、気候変動への適応策の取組) 重 ◆その他の地球環境保全対策の推進(オゾン層保護、海洋汚染防止)
北海道らしい循環型社会の形成	◆バイオマスの利活用の定着や従来と異なる技術によるイノベーションの創出などによるリサイクル関連産業の発展	◆969g】 ◆豊富に存在するバイオマスの利活用の推進が重要	◆一般廃棄物のリサイクル率(%) ◆廃棄物系バイオマス利利用率(%)	30 90	【事業者】:廃棄物の発生抑制や再使用しやすい製品の製造 ※その他、民間団体、行政	◆3Rの推進(廃棄物の排出抑制、使用済み製品等の再使用、各種リサイクルの推進) ◆廃棄物の適正処理の推進 重 ◆循環型社会ビジネスの振興
(3) 自然との共生を基本とした環境の保全と創造	◆自然の保全と利用の両立の考え方の定着 ◆野生生物による農林水産業等被害の低減 ◆外来種の拡散防止と排除	◆利用者の増加やマナーに起因する自然環境への悪影響の懸念 ◆エゾシカによる多大な農林業被害 ◆ヒグマの市街地出没の多発 ◆アライグマなど外来種による生態系の破壊	◆自然公園利用者数 ◆エゾシカ個体数指数(東部) ◆エゾシカ個体数指数(西部) ◆「アライグマ防除実施計画」の策定市町村数	— 50 150 —	【道民】:自然とのふれあい、緑化活動への参加 【事業者】:野生生物の生息・生育環境に配慮した開発行為の実施 ※その他、民間団体、行政	◆自然環境等の保全及び快適な環境の創造(すぐれた自然環境の保全、森林・水辺等の環境保全機能の維持増進) ◆知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用 重 ◆自然とのふれあいの推進 重 ◆野生生物の保護管理 重
(4) 安全・安心な地域環境の確保	◆きれいな空気と水の維持、健全な水循環の確保 ◆健康で安全・安心に生活できる地域環境の確保	◆湖達い素 ◆騒いで	◆大気環境や水環境への負荷の少ない生活の実践	100	【道民】:大気環境や水環境への負荷の少ない生活の実践	◆大気、水など生活環境の保全(大気環境・水環境の保全、騒音・振動の低減)
(5) 共通の・基盤的な施策	◆環境負荷の少ない生活 ◆社会的な責任を持ち、環境に配慮した事業活動 ◆自然が持つ様々な機能を活用した地域づくり	◆環育 ◆基幹産業である農林水産業などが持続的に発展するため環境と調和した産業の展開が求められる ◆環境と調和したまちづくりの推進	◆環境管理システムの認証取得事業所数 ◆Yes!clean 作付面積(ha) ◆北方型住宅としてデータ登録された戸数	— 20,000 —	【事業者】:従業員に対する環境配慮の啓発、環境と調和した産業活動 ※その他、民間団体、行政	◆環境に配慮したまちづくり/環境と調和したまちづくり ◆基盤的な施策(調査研究・情報提供・国際的な取組)

動物は「3課題認識 野生動物とのあつれき」シカ・クマ外来種による農林水産被害 植物は見えず

生物多様性の保全ではなく (3) 自然との共生を基本とした環境の保全と創造

自然との共生の重点施策は「自然とのふれあいの推進」「野生生物の保護管理」

第3章 計画の推進

- ◆道民の意見の反映(環境保全推進委員からの意見募集など)
- ◆推進体制(関係部局、環境道民会議との連携)
- ◆計画の進行管理
- ◆計画の見直し

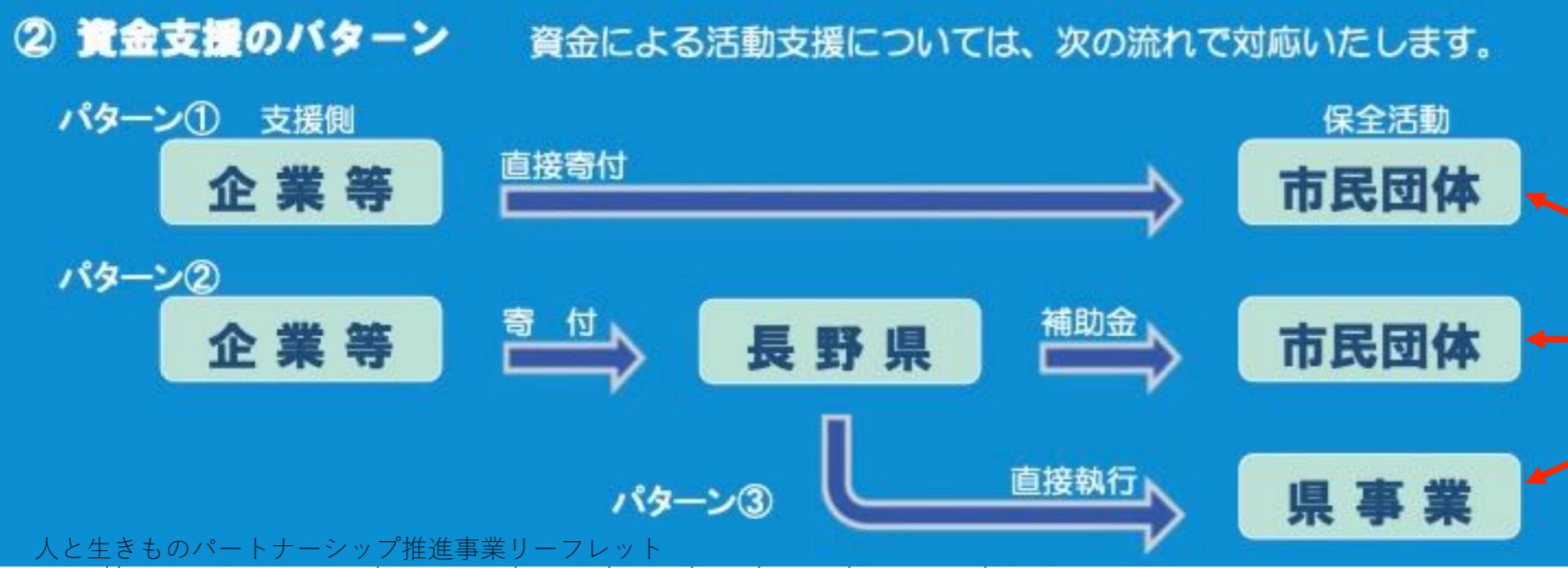
長野県と北海道の環境基本計画の比較

	長野県	北海道
期間	2023–2027（5か年）	2021–2030（おおむね10年）
項目	持続可能な社会の構築 脱炭素社会の構築 生物多様性 ・自然環境の保全と利用 水環境の保全 大気環境等の保全 循環型社会の形成	地域から取り組む地球環境の保全 北海道らしい循環型社会の形成 自然との共生 を基本とした環境の保全と創造 安全・安心な地域環境の確保 共通的・基盤的な施策
野生生物	県版レッドリストの改訂 「パートナーシップ協定」 の締結で 連携による生物多様性保全の推進	生息生育環境に配慮した開発行為の実施 野生生物の保護管理
特記事項		知床世界自然遺産 の厳格な保全と適正利用 自然とのふれあい、緑化活動への参加
○基本事項		
面積	13,560平方キロ	83,450平方キロ 北海道が6.2倍
人口	205.2万人	528.1万人 北海道が2.5倍
製造品出荷額	6兆1578億円	6兆489億円 2020年工業統計
職員数	23,156人（6,182）	62,635人（12,771） 2022年4月（行政部門）

人と生きものパートナーシップ推進事業

長野県

税外資金による活動に学芸員が参加



人と生きものパートナーシップ推進事業リーフレット
<https://www.pref.nagano.lg.jp/shizenhogo/kurashi/shizen/hogo/tayosei/documents/01riefuretto.pdf>

信州の生物多様性保全活動 支援!

信州の豊かな自然環境の保全に取り組む市民団体を応援いただける企業等県は支援してほしい人、支援したい人をマッチングしますので、エント!

NO	団体名	活動エリア	保護・保全の対象種	
1	信州生物多様性ネット きずな	全県	生物多様性保全の普及啓発	市民団体の連携 団体間の調整業
2	ライチョウサポーターズ	全県	ライチョウ	高山帯の象徴で 普及啓発活動
3	沢山川 ジャコウアゲハを守る会 NPO千曲市環境市民会議	千曲市	ジャコウアゲハ	ジャコウアゲハ 食草の生育を阻
4	NPO木曾ひのきの森	上松町	ササユリ・ラン科植物	ササユリやラン ウソウ（外来種）
5	ぼんすけ育成会	長野市	シナイモツゴ	シナイモツゴ するブラックバ
6	ながの環境パートナーシップ会議	長野市	オオムラサキ	オオムラサキの 資金や労力以外
7	ながの環境パートナーシップ会議	長野市	メダカ	メダカの生息環 活動等で協力関
8	霧ヶ峰自然環境保全協議会	諏訪市ほか	霧ヶ峰の自然（動植物全般）	多くの生きもの 生息環境である
9	ミヤマシジミ研究会	伊那市ほか	ミヤマシジミ	伊那谷各地でミ 保全活動に必要
10	南アルプス食害対策協議会	南信地域	ミヤマキンバイ等の高山植物	南アルプス仙丈 防護柵を設置、

平成30年12月31日 現在

保全活動へ参加協力されている企業等の皆様

平成27年度にスタートした「生物多様性保全パートナーシップ協定」制度により、県内外の企業と保全団体などの皆様との間で27件の協定が締結され、連携・協働による保全活動が展開されています。協定の締結状況は次のとおりです。

	参加企業・団体等	支援対象（支援・連携先）	協定内容等
1	ミヤマ株式会社（長野市）	ミヤマシジミ （ミヤマシジミ研究会）	・社員によるミヤマシジミ（チョウ）の保全活動（本社敷地内に保護区を整備） ・ミヤマシジミの保全活動に対する活動資金の支援（10年間）
2	ミヤマ株式会社（長野市）	生物多様性保全の普及啓発 （信州生物多様性ネット きずな）	・生物多様性保全を社会に広く普及啓発するための活動資金の支援（10年間）
3	中部森林管理局（長野市）	絶滅危惧種の保全（長野県）	・ライチョウ（鳥）やイヌワシ（鳥）、アツモリソウ（植物）などの保全活動の連携
4	信州生物多様性ネット きずな（南箕輪村）	生物多様性保全の普及啓発（長野県）	・生物多様性保全を社会に広く普及啓発するためのイベント等の連携実施
5	楽天株式会社（東京都）	イヌワシ（長野イヌワシ研究会）	・イヌワシの巣の復元・補修など営巣環境を整備する費用の支援（5年間）
6	京急グループ（東京都・長野市）	生物多様性保全の普及啓発 （長野県）	・地域の子供たちの環境学習活動に対する活動資金の支援
7	国立環境研究所（茨城県）	高山帯モニタリング（長野県）	・高山帯モニタリングのためのセンサーカメラの連携設置
8	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（東京都）	生物多様性保全の普及啓発 （長野県）	・生物多様性保全を社会に広く普及啓発するためのノウハウ提供 ・生物多様性保全のイベント共催を通じたモデル事例づくり
9	帝京科学大学（東京都） 信州生物多様性ネット きずな（南箕輪村）	木曾町の生物多様性保全活動の推進 （木曾町、長野県）	・木曾町における生物多様性保全の研究と希少種の保全活動への参加 ・地元小中学校に対する環境学習の支援
10	保土谷アグロテック株式会社（東京都） 大同商事株式会社（東京都）	霧ヶ峰高原の自然環境 （霧ヶ峰自然環境保全協議会）	・草原を中心とした霧ヶ峰の保全再生に対する活動資金の支援（6年間）

令和5年12月 現在

北海道の生物多様性保全の取組は希少種外来種 鳥獣管理と別事業



森づくり

【北海道】

生物多様性保全の森林

森づくり北海道_11_dou_moni_ver5.pdf ネットから削除済み



特徴のある森林や野生動植物の生息・生育地となっている森林を将来に継承するため、「貴重な森林」や「希少野生動植物保全の森」の設定をおこなっています。

「貴重な森林」では、生物多様性保全に配慮した施業・管理が行われています。

○貴重な森林

- 特徴のある森林を保全 (ブナ北限) 【黒松内町字白井川】
- 特徴のある森林を保全 (クロエゾマツ西限) 【真狩村字社】
- 特徴のある森林を保全 (広葉樹原生保護林) 【浦幌町字富川】
- 特徴のある森林を保全 (アカエゾマツ湿地) 【浜中町道有林3】
- 特徴のある森林を保全 (原生保護林) 【雄武町字奥幌内】
- 特徴のある森林を保全 (ミズナラ保護林) 【士別市温根別町】
- 学術上貴重な森林 (シロエゾマツ) 【浜中町道有林10】
- 特定地域に分布する希な森林 (キタゴヨウマツ) 【様似町字幌満】など

北海道の取組

- ▶ [森づくり](#)
- ▶ [川づくり](#)
- ▶ [人づくり](#)
- ▶ [野生動物の保護管理など](#)

民間団体の取組事例

- ▶ [後志地域生物多様性保全協議会](#)
- ▶ [尻別川の未来を考えるオビラメの会](#)
- ▶ [網走川流域の会](#)
- ▶ [福豊川に魚道をつくる会](#)
- ▶ [駒生川に魚道をつくる会](#)
- ▶ [虹別コロカムイの会](#)
- ▶ [北海道シマフクロウの会](#)

野生生物の保護管理

【北海道】

エゾシカの保護管理

野生生物管理北海道_13_dou_hito_ver3.pdf ネットから削除済み

北海道エゾシカ管理計画 (第5期) に基づき、生息数を適正な水準に減少させるとともに、捕獲個体の有効活用を推進し、エゾシカと人間との軋轢の軽減と共生を図るための取組を推進しています。



国の取組

- ▶ [森づくり](#)
【林野庁 北海道森林管理局】
- ▶ [川づくり](#)
【国土交通省 北海道開発局】
- ▶ [野生動物の保護管理など](#)
【環境省 北海道地方環境事務所】

企業の取組

- ▶ [日本航空](#)
日本航空 (株) とのタンチョウ越冬分布調査状況をUP!

少ない企業参加

環境生活部自然環境局ウェブサイトのどこか ネットから削除済み

見えない独自事業

HOME > 環境生活部 > 自然環境局 > 生物多様性

生物多様性の保全

生物多様性

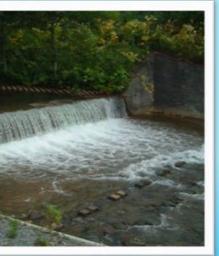
川づくり北海道_12_dou_kawa.pdf ネットから削除済み

希少種

外来種

川づくり

河川の取組



川 (喜茂別町) 設置によって、川底に落魚の遡上や降下に支障がなくなった。

喜茂別川 (喜茂別町) 魚道の整備により、魚類の遡上や降下がスムーズになった。

人づくり

【北海道】

環境教育の推進

道では、平成26年3月に「北海道環境教育等行動計画」を策定し、目指す方向として、『道民一人ひとりが参加し協力しながら、持続可能な社会を築いていくため、環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを進める』ことを掲げています。

人づくり北海道_12_dou_hito_ver2.pdf

長野県と北海道の環境基本計画の比較

	長野県	北海道
期間	2023–2027（5か年）	2021–2030（おおむね10年）
項目	持続可能な社会の構築 脱炭素社会の構築 生物多様性 ・自然環境の保全と利用 水環境の保全 大気環境等の保全 循環型社会の形成	地域から取り組む地球環境の保全 北海道らしい循環型社会の形成 自然との共生 を基本とした環境の保全と創造 安全・安心な地域環境の確保 共通的・基盤的な施策
野生生物	県版レッドリストの改訂 「パートナーシップ協定」 の締結で 連携による生物多様性保全の推進	生息生育環境に配慮した開発行為の実施 野生生物の保護管理
特記事項		知床世界自然遺産 の厳格な保全と適正利用 自然とのふれあい、緑化活動への参加
○基本事項		
面積	13,560平方キロ	83,450平方キロ 北海道が6.2倍
人口	205.2万人	528.1万人 北海道が2.5倍
製造品出荷額	6兆1578億円	6兆489億円 2020年工業統計 ほぼ同額
職員数	23,156人（6,182）	62,635人（12,771） 2022年4月（行政部門）

北海道生物多様性条例

第1章 総則 道・事業者・道民の責務、市町村等との役割分担と連携

第2章 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的施策

9条：生物多様性保全計画、10条：調査の推進、14条：**顕彰**、

第3章 生物多様性維持回復事業 15条：生物多様性維持回復事業計画

第4章 鳥獣の保護管理

21条：保護管理の推進、22条：影響の防止、23条：感染症の防止、24条
人材の育成、25条：広報の充実、26条：**指定餌付け行為の指定**、27条：指
定餌付け行為の禁止、

第5章 外来種による影響の防止

31条：外来種対策基本方針、32条：指定外来種の指定、33条：飼養者販
売者の義務、35条：指定外来種の放逐禁止、38条：指定外来種の個体防除

第6章 希少野生動植物種の保護

41条：希少野生動植物種保護基本方針、42条：指定種と特定種の指定、
54条：特定種事業者の登録、第4節：生息地等の保護に関する規制、63条
：土地所有者の義務「**留意しなければならない**」、68条：監視地区

第7章 推進体制の整備 74条：取締職員、75条：生物多様性保護監視員

「北海道生物多様性保全計画」 変更の概要

北海道の生物多様性保全の取組は 希少種 外来種 鳥獣管理と 別事業の寄集め

普通の自然は 対象外

【ポイント1】新たな法律や国の計画の改定、情勢の変化などの反映

- 国が新たに制定した生物多様性地域連携促進法や生物多様性国家戦略の改定を反映
- 道が新たに制定した生物多様性保全条例、エゾシカ対策推進条例の内容を反映
 - ※ 新たに生物多様性保全条例に基づく地域戦略としても位置づけ
- (追加) トドやアザラシ類の被害や取組状況
- (追加) 国境を越えて移動する動物の生息環境の保全について国との連携

【ポイント2】計画の点検・評価を踏まえた実施方針の見直し

- (追加) 地域森林計画における生物多様性ゾーンの設定による森林の保全
- (追加) 河川流域関係者が健全な水資源の確保を図るために行う取組への支援
- (修正) 自然環境保全地域等の巡視強化や標識の整備などによる適切な保全管理
- (修正) 知床世界自然遺産地域の保全と適切な活用のため定めたルールの普及啓発や知床エコツーリズム戦略の展開
- (追加・修正) 改定したエゾシカ管理計画や新たに策定したヒグマ保護管理計画、アザラシ管理計画に基づく施策の推進
- (追加) 生物多様性保全条例に基づく指定外来種の指定の推進

【ポイント3】目標の達成状況を把握するための目安となる具体的な指標の設定

- ・北海道らしい里山林の箇所数など（森林に関して3指標）
- ・健全な水循環確保のための流域環境保全計画策定数（河川に関する指標）
- ・クリーン農業に取り組む生産集団数など（農村に関して2指標）
- ・一人当たりの広域都市公園面積（都市に関する指標）
- ・北海道東部地域におけるエゾシカ推定生息数など（鳥獣保護管理施策に関して2指標）
- ・特別天然記念物タンチョウの生息数（希少野生生物の保護施策に関する指標）
- ・アライグマ防除実施計画の策定市町村数（外来生物対策に関する指標）
- ・開放系での遺伝子組換え作物の栽培計画調査回数（遺伝子組換え生物等に関する指標）
- ・生物多様性の認知度など（普及啓発に関して2指標）
- ・道民との協働による森林づくりの参加者数など（自然とのふれあい施策に関して4指標）

学芸員の調査をさらに展開する方法

1. 希少種・外来種は現状の施策に乗る
2. 普通種・未指定地域は環境基本条例など
既存の制度の使い道を探る
3. 連携協定包括協定などの締結を進め
活動の幅を広げる
4. 設置者に柔軟な業務内容の黙認を求める



誰がするのか？

学芸員の調査をさらに展開する方法

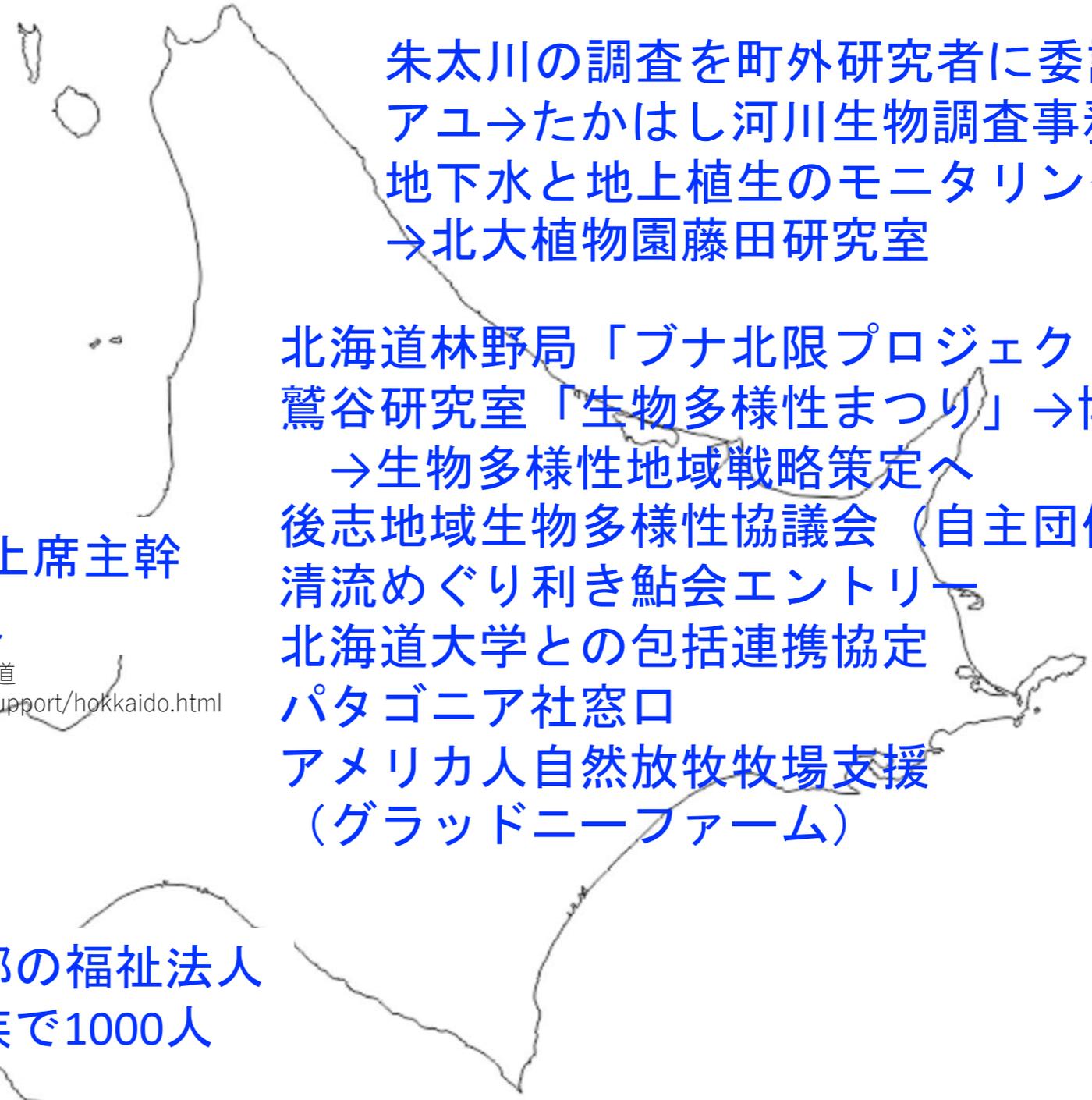
1. 希少種・外来種は現状の施策に乗る
2. 普通種・未指定地域は環境基本条例など
既存の制度の使い道を探る
3. 連携協定包括協定などの締結を進め
活動の幅を広げる
4. 設置者に柔軟な業務内容の黙認を求める



誰がするのか？

還暦±5歳の中高齢者の仕事！

道内では黒松内町の環境行政に注目



朱太川の調査を町外研究者に委託
アユ→たかはし河川生物調査事務所（高知）
地下水と地上植生のモニタリング
→北大植物園藤田研究室

北海道林野局「ブナ北限プロジェクト」→失敗
鷺谷研究室「生物多様性まつり」→博士論文2本
→生物多様性地域戦略策定へ
後志地域生物多様性協議会（自主団体）運営
清流めぐり利き鮎会エントリー
北海道大学との包括連携協定
パタゴニア社窓口
アメリカ人自然放牧牧場支援
（グラッドニーファーム）

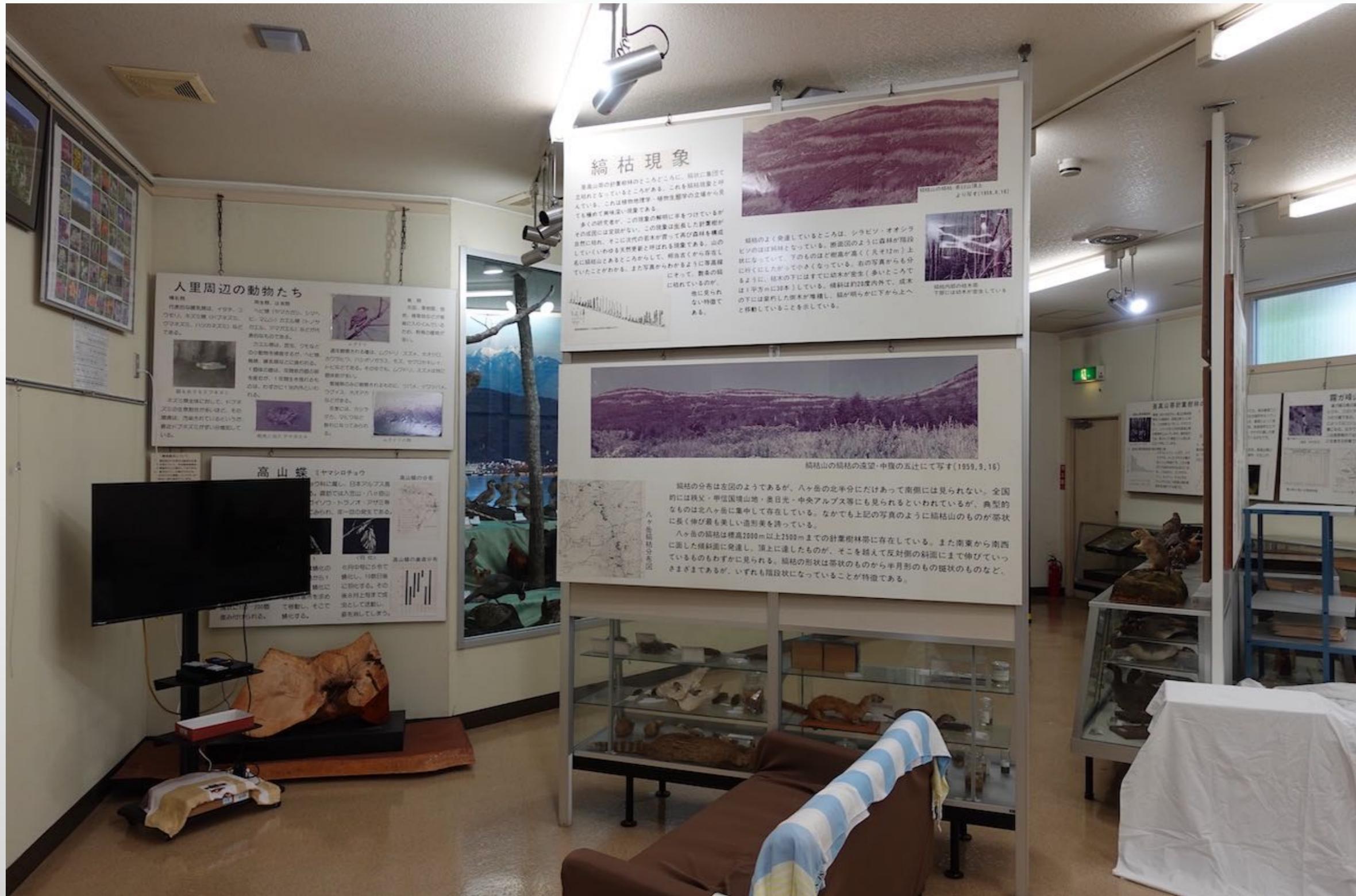
首謀者は高橋興世企画環境課上席主幹
元ブナセンター学芸員

セミナー開催結果：生物多様性地域連携促進セミナーin北海道
https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/renkeisokushin/_support/hokkaido.html

黒松内町

人口2500人のうち町内本部の福祉法人
の入所者と従業員と家族で1000人

町職員では不可能な多種多様な環境生物調査の実現
東大や日本生態系協会など道外研究機関の関わり



おしまい

諏訪教育博物館（登録）
（公社）諏訪教育会設置